（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第九十九条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「七年」を「九年」に、「として」を「と、「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは「所得の金額」として」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第百条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第十五条第一項の項を削る。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第百一条　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第百二条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三条　関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち関税法第百五条第一項第六号の改正規定中「及び次条」を削る。

第三条中関税法第百五条の二を第百五条の三とし、第百五条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第百五条の二を第百五条の三とし、第百五条の次に次の一条を加える。

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第百五条の二　国税通則法第七十四条の九（第三項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四条の九第一項	税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一（調査の終了の際の手続）までにおいて同じ。）	税関長
国税庁等又は税関	税関	
（以下同条	（以下第七十四条の十一	
納税義務者に対し	輸入者に対し	

調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）	関税法第百五条第一項第六号（税関職員の権限）		
第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）			
納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）	輸入者	税関長	
税務署長等	納税義務者	輸入者	
第七十四条の九第二項		税関長	
税務署長等	同条第三項第一号に掲げる納税義務者	輸入者	
第七十四条の十第一項		税関	
国税庁等若しくは税関	国税に	関税に	
税務署長等	更正決定等（第二十六条第一項（納税の告知）に規定する納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）を含む。以下この条において同じ。）	更正、決定又は賦課決定（以下この条において「更正決定等」という。）	税関長
国税		関税	
第七十四条の十第二項	納税義務者（第七十四条の九第三項第一号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。）	輸入者	
納税義務者	関税法第七条の四第一項（期限後特例申告）の規定による期限後特例申告	輸入者	
国税		関税	
第七十四条の十第三項	期限後申告	これらの申告に係る申告書	
納税義務者	関税法第七条の四第二項に規定する期限後特例申告書の提出	輸入者	
納税申告書			
第七十四条の十第六項	期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付	関税法第百五条第一項第六号（税関職員の権限）	
納税義務者	第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）		